

議案第48号

長久手市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

長久手市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年6月3日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、令和6年4月の機構改革に伴い、長久手市子ども・子育て会議条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

長久手市子ども・子育て会議条例（平成25年長久手市条例第25号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務 は、 <u>子ども部子ども政策課</u> において 処理する。 | (庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務 は、 <u>子ども部子ども未来課</u> において 処理する。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案の概要

1 改正の趣旨

令和6年4月の機構改革に伴い、長久手市子ども・子育て会議条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 令和6年4月の機構改革により、子ども・子育て会議の庶務を子ども未来課から子ども政策課に移管したことに伴い、条例を改正するものです。

2 改正の内容

子ども・子育て会議の庶務を主管する課を、子ども未来課から子ども政策課に改めること。(第7条関係)

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものとします。